

社会福祉法人京都総合福祉協会 車椅子貸出規約

(目的)

第1条 この規約は、社会福祉法人京都総合福祉協会（以下、「協会」という。）が所有する車椅子の貸出について必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象者は、市内に在住する者（旅行などで市内での利用が発生する者も含む）または所在する団体であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下、「使用者」という。）又は使用者を介助する者・団体であることとする。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障害者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定めるもののほか、車椅子講習など理事長が特に必要と認めた者

2 車椅子は、前項の対象者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に、一時的又は短時間利用するとき貸し出すこととする。

(貸出期間)

第3条 車椅子の貸出期間は1回3カ月以内とする。

2 どうしても延長を希望される場合にあっては、貸し出している車椅子の次の貸出予定がない場合に限り、手続きの上で、利用することができる。利用期間は最初の開始から最大1年間とする。

(貸出料金)

第4条 無料とする。

(貸出手続)

第5条 車椅子の貸し出しを受けようとする者（以下、「借受者」という。）は、車椅子貸出申込書（様式第1号）を提出し、許可を得なければならない。

2 車椅子の借り受け、または返却の際の運搬及びそれに要する経費は、使用者又は借受者の責任で行うものとする。

3 延長を希望する場合は、連絡の上、許可を得なければならない。

(弁償)

第6条 理事長は、車椅子の貸し出しを受けた者が車椅子を紛失、破損等した場合は現品又は金銭をもって弁償させることができる。

(使用上の責務)

第7条 使用者及び借受者は、貸出車椅子による事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

(委任)

第7条 この規約に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。